

議案第 8 4 号

久喜市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

久喜市放課後児童クラブ条例(平成22年久喜市条例第122号)の一部を次のように改正する。

別表第1久喜市立しずか学童クラブの項中「30人」を「50人」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和 4 年 1 1 月 2 9 日 提 出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

久喜市立しずか学童クラブの定員を変更したいので、この案を提出するものがあります。